

免疫細胞療法には、まだ健康保険が適用されていないため、治療費は全額自己負担となります。ただし、免疫細胞療法に係る治療費も所得税法上の医療費控除の対象となりますので、申告により治療を受けた年度の税金が減額されます。

例えば、所得税率が30%の方が、医療費控除の適用を受けると、実質的な治療費負担は、以下の治療費の70%程度になります。(裏面をご参照ください。また諸条件により変動しますので詳しくは税務署等へお問い合わせください)

初診料等

初診料 …… 33,000円 (うち税3,000円) 治療相談料 …… 16,500円 (うち税1,500円)

1回あたりの治療費

治療の効果判定を行うためには、おおむね6回程度の治療が必要です。
治療回数・種類は患者さんの希望をふまえ、医師と話し合いながら決定します。

活性化自己リンパ球療法	管理料	技術料	1治療の料金
① アルファ・ベータT細胞療法 (αβT細胞療法)	148,500円 (うち税13,500円)	220,000円 (うち税20,000円)	368,500円 (うち税33,500円)
② ガンマ・デルタT細胞療法 (γδT細胞療法)		275,000円 (うち税25,000円)	423,500円 (うち税38,500円)
③ NK細胞療法		330,000円 (うち税30,000円)	478,500円 (うち税43,500円)
④ 樹状細胞ワクチン療法 (DCワクチン療法) 自己がん細胞感作樹状細胞ワクチン療法(注1) ペプチド感作樹状細胞ワクチン療法(注2) 腫瘍内局注樹状細胞療法	148,500円 (うち税13,500円)	220,000円 (うち税20,000円)	368,500円 (うち税33,500円)

(費用は全て税込)

※管理料には免疫細胞療法を行うための諸費用【再診料、手技料(採血・点滴)、血液検査料(腫瘍マーカー・血算・生化学・感染症)、フィルムコピー料】等も含まれます。

※モデルケースといたしまして、アルファ・ベータT細胞療法を通常の6回分実施した治療費の総額は、初診料(33,000円)+αβT細胞療法(368,500円×6回)=2,244,000円(うち税204,000円)となります。

別途、検査費用が発生する場合があります。

※注1の治療法は、手術等で切除した腫瘍組織が入手可能な場合のみ受けていただくことができます。

※注2の治療法は、ペプチド合成料が別途必要となります。

※④では原則として血液成分分離装置を使用し、1コース(6回)で別途費用【220,000円(うち税20,000円)】が必要となります。

※料金は変更になる場合がございます。あらかじめご了承ください。

医療費控除については、反対面をお読みください。



1. 医療費控除とは？

自分自身または同一生計のご家族のために医療費を支払った場合、一定の金額を所得からマイナスすることができ、これを医療費控除といいます。

2. 所得からマイナスされる一定の金額とは？

その年の1月1日から12月31日までに実際に支払った医療費の合計金額のうち、下記の算式で計算した金額をいいます。

(下記<医療費控除 還付税額についてのモデルケース>をご参照ください)

$$\text{医療費控除額(最高200万円)} = \text{1年間に支払った医療費の合計額} - \text{医療費に係る受取保険金等} - \text{10万円}^*$$

※所得金額200万円未満の人は、所得金額の5%となります。

3. 控除の対象となる医療費の範囲は？

- (1) 医師による診療または治療費用
- (2) 治療に必要な医薬品の購入代金(市販されている医薬品も含まれます)
- (3) 通院のために支払った交通費(電車代、バス代等)

※あくまで一般的な取扱い事例ですので、実際に適用するにあたっては税務署等で必ずご確認ください。

4. 自由診療も医療費控除の対象になりますか？

保険のかかない自由診療の場合であっても、医療費控除の対象です。もちろん、当センターにおける初診料・治療費などは医療費控除の対象です。また、初診相談料のみに関しても治療の一環とみなされますので医療費控除の対象となります。

5. 医療費控除を受ける場合の留意点

医療費控除の適用を受けるためには、確定申告の手続きが必要となります(年末調整では適用を受けることができません)。

- 確定申告には、その年に支払った領収書の添付が必要となります。
- 領収書は、大切に保管してください。

<医療費控除 還付税額についてのモデルケース>

その年に初診し、治療を6回受けて、総額2,040,000円(30,000円[初診料] + 2,010,000円[治療費])を支払った場合

(単位:円)

A 給与収入	B 医療費控除なし				C 医療費控除あり				D 還付・減額される税額 ※	E 実質医療費 (2,040,000-D)
	税率		税額		税率		税額			
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税		
5,000,000	10%	10%	210,500	313,000	5%	10%	57,000	119,000	347,500	1,692,500
8,000,000	20%		696,500	567,000	20%		308,500	373,000	582,000	1,458,000
10,000,000	23%		1,070,600	747,000	20%		668,500	553,000	596,100	1,443,900
15,000,000	33%		2,480,100	1,222,000	33%		1,878,800	1,028,000	795,300	1,244,700

(注)医療費控除及び基礎控除以外の諸条件は考慮しておりません。

※D 還付・減額される税額・・・所得税は確定申告を行い還付されますが、住民税は翌年に徴収される額が減額となります。あくまでもモデルケースですので、詳しくは税務署等で必ずご確認ください。

治療費については、反対面をお読みください。